

○常総衛生組合一般職の職員の給与に関する条例

〔昭和37年10月10日〕
常総衛生組合条例第9号

第1条 常総衛生組合一般職の職員の給与については、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年7月14日から適用する。